

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 妻の年収はいくらが得か

Q：私の妻は、パートで働いております。収入をいくらに抑えるのが税務上有利になりますか。

A：現行の所得税法では、配偶者の年収が103万円（1か月平均にしますと8万5833円）までであれば配偶者控除として38万円がご主人の所得から控除されます。また、ご主人の所得が1000万円以下で奥さんの年収が141万円未満の場合は配偶者特別控除（収入に応じて最高38万円）が受けられます。

では、奥さんの収入をいくらにするのが税務上有利なのでしょう。家族構成や保険の加入状況、医療費が多かった場合などによって多少変わりますが、103万円までに抑えておくのが、必ずしも有利とは言えないケースもあります。

例えば、夫の給与年収が500万円の場合、妻の年収が102万9千円だとすると、妻には所得税はかかりません。夫は、配偶者控除も配偶者特別控除も適用でき、所得税は19万1千円となります。

一方、妻の年収が140万円の場合は、妻の所得税は3万7千円。夫は、配偶者控除の適用はありませんので、所得税は22万9千円となります。この場合、先程のケースに比べると、税金は夫婦合わせて7万5千円多くなりますが、妻の給与の増収分がありますので、手取りとしては約29万円の増となります。（社会保険料は考慮せず、子供2人の場合）

